

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項および第4項の規定に基づき執行された平成19年度を対象とする定期監査の結果に関する報告を、下記のとおり知事に提出しました。

記

1. 提出年月日 平成20年8月5日(火)
2. 監査の対象 南部振興局をはじめ地方11機関
3. 監査年月日 平成20年5月20日～6月30日・7月9日
4. 監査の結果 監査の結果は別紙のとおり。
また、結果に関する報告に添えて「意見」が1項目付されています。

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
南部振興局 (総務振興部・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成20年5月26日・5月27日・7月9日 平成20年6月30日
南部振興局甲賀県事務所 (総務出納課・税務課・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成20年5月22日・5月23日・7月9日 平成20年6月19日
東近江地域振興局 (総務振興部・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成20年6月2日・6月3日・7月9日 平成20年6月17日
湖東地域振興局 (総務振興部・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成20年6月5日・6月6日・7月9日 平成20年6月20日
湖北地域振興局 (総務振興部・地域健康福祉部・環境農政部) (長浜建設管理部) (木之本建設管理部)	平成20年5月20日・5月21日・7月9日 平成20年6月23日 平成20年6月16日
高知県事務所 (総務出納課・税務課・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成20年5月28日・5月29日・7月9日 平成20年6月13日
東京事務所	平成20年6月9日
大津県税事務所	平成20年6月10日・7月9日
自動車税事務所	平成20年6月10日・7月9日
大津林業事務所	平成20年6月12日
大津健康福祉センター	平成20年6月12日・7月9日
大津土木事務所	平成20年6月26日

(注)平成20年7月9日の監査執行は書面監査による。

2 監査の結果

(1)指摘事項

南部振興局

- (1)住居手当の支給において、認定誤りにより平成2年9月から593,300円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。(総務出納課)
- (2)河湖占用料については、収納に努力されているものの、平成20年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ399,450円増加し、516,450円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(建設管理部)
- (3)生活保護費返還金については、回収に努力されているものの、平成20年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ575,800円増加し、848,500円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(甲賀県事務所地域健康福祉部)

(4)河湖占用料において、平成20年4月末日現在、208,580円の収入未済が発生しているので、速やかな収納に努められたい。(甲賀県事務所建設管理部)

湖東地域振興局

県税については、適正課税、滞納整理の強化など収入確保に努力されているものの、平成20年5月末日現在の収入未済額(法定徴収猶予分を除く)は、前年同期に比べ104,122千円増加し、417,569千円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(税務課)

高島県事務所

河湖占用料等については、収納に努力されているものの、なお平成20年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ509,114円増加し、4,023,990円となっているので、引き続き収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(建設管理部)

(2)指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

(ア)収入関係(17件)

- ・県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について収入未済の解消を求めるもの
(南部振興局(税務課、甲賀県事務所税務課)、東近江地域振興局(税務課)、湖東地域振興局(建設管理部)、湖北地域振興局(税務課)、高島県事務所(税務課、地域健康福祉部)、大津県税事務所)
- ・県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について、収入未済額は前年同期に比べ減少しているものの、引き続きその解消を求めるもの
(南部振興局(地域健康福祉部)、東近江地域振興局(建設管理部)、湖東地域振興局(地域健康福祉部)、湖北地域振興局(地域健康福祉部、長浜建設管理部)、自動車税事務所、大津土木事務所)
- ・調定・収入時期が遅延しているもの
(高島県事務所(建設管理部))
- ・督促、時効中断等の措置が適切になされていないもの
(湖東地域振興局(税務課))

(イ)支出関係(13件)

- ・資金前渡の精算事務が適正でないもの
(東近江地域振興局(総務出納課))
- ・支出額を誤っているもの
(東近江地域振興局(総務出納課))
- ・諸手当の支給を誤っているもの
(南部振興局(総務出納課)、湖東地域振興局(総務出納課)、高島県事務所(総務出納課)、大津林業事務所)
- ・旅費の支給を誤っているもの
(東京事務所、湖北地域振興局(木之本建設管理部))
- ・委託に係る事務処理が適当でないもの
(湖北地域振興局(総務出納課))
- ・支払の時期、手続が適正でないもの
(湖北地域振興局(田園振興課))
- ・補助金等に係る手続が適正でないもの
(南部振興局(税務課、地域健康福祉部)、高島県事務所(環境森林整備課))

(ウ)契約関係(3件)

- ・仕様書の積算誤りがあるもの
(南部振興局(田園振興課)、湖東地域振興局(建設管理部))
- ・予定価格が適正に作成されていないもの
(高島県事務所(建設管理部))

(エ)財産関係(5件)

- ・交通事故等の防止を求めたもの
(南部振興局(環境課、建設管理部)、東近江地域振興局(地域健康福祉部)、湖東地域振興局(総務出納課、農産普及課))

(オ)その他(1件)

- ・交通事故の防止を求めたもの(物品の損傷を伴わないもの)
(南部振興局(甲賀県事務所森林整備課))

(3)上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成20年5月20日から6月30日までおよび7月9日に実施した11機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1)生活保護費返還金の新たな発生防止および収納の促進について

(各振興局等地域健康福祉部、大津健康福祉センター)

生活保護制度に基づき、生活に困窮している国民に対しては一定の要件のもと生活保護費が支給されるが、要件を欠くに至ったにもかかわらず引き続き支給していた場合は、遡って返還を求めることとなる。

しかし、このような場合、回収が困難となる事例が多く見受けられることから、各管内ごとの受給者の特性や未収金の発生要因等を分析するなど、課題の把握に努めるとともに、生活保護費支給の際には市町と連携を図り、よりきめ細かな訪問調査や就労指導、自立支援を行うことにより、生活保護費返還金の新たな発生防止と収納の促進に努められたい。